

千葉市農地利用最適化推進委員の選任等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）及び千葉市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例（平成28年千葉市条例第20号）に基づき、千葉市農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の推薦及び募集の手続等について、法令に規定するもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(担当区域及び委員数)

第2条 推進委員の担当区域は別表1のとおりとする。

2 推進委員は、1担当区域に1人を委嘱する。

(推薦及び募集)

第3条 推進委員の推薦又は募集は、次の方法によるものとする。

- (1) 農業者等（個人）による推薦
- (2) 法人又は団体による推薦
- (3) 個人による応募

(推薦及び応募の資格)

第4条 推進委員として推薦を受ける者又は募集に応募する者は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、その職務を適切に行うことができる者で、次の各号のいずれかに該当する者は除くものとする。

- (1) 破産手続開始の決定を受けてその復権を得ない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(推薦手続等)

第5条 推進委員の推薦に当たっては次の手続を経るものとする。

2 第3条第1号に規定する個人による推薦をする者は「千葉市農地利用最適化推進委員推薦申込書（個人用）」（様式第1号）に次の事項を記載するものとする。

- (1) 推薦をする担当区域（第2条に規定する担当区域名）
- (2) 推薦をする者の氏名、住所、職業、年齢及び性別
- (3) 推薦を受ける者の氏名、住所、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (4) 推薦の理由
- (5) 推薦をする者が、同一の者を千葉市農業委員会委員に推薦しているか否かの別
- (6) その他農業委員会が必要と認める事項

3 第3条第2号による法人又は団体による推薦をする者は、「千葉市農地利用最適化推進委員推薦申込書（団体用）」（様式第2号）に次の事項を記載するものとする。

- (1) 推薦をする担当区域（第2条に規定する担当区域名）
- (2) 推薦をする法人又は団体の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員たる資格その他の当該推薦をする者の性格を明らかにする事項

(3) 推薦を受ける者の氏名、住所、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況

(4) 推薦の理由

(5) 推薦をする者が、同一の者を千葉市農業委員会委員に推薦しているか否かの別

(6) その他農業委員会が必要と認める事項

4 推荐をする者は、第2項及び前項により必要事項を記載し、推薦を受ける者の住民票

(本籍地の記載がある発行後3か月以内のもの)を添付の上、郵送又は持参により、農業委員会に提出するものとする。

(応募手続等)

第6条 第3条第3号に規定する個人による応募をする者は「千葉市農地利用最適化推進委員応募申込書」(様式第3号)に次の事項を記載するものとする。

(1) 応募する担当区域(第2条に規定する担当区域名)

(2) 応募する者の氏名、住所、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況

(3) 応募の理由

(4) 応募する者が、千葉市農業委員会委員の募集に応募しているか否かの別

(5) その他農業委員会が必要と認める事項

2 応募する者は、前項により必要事項を記載し、住民票(本籍地の記載がある発行後3か月以内のもの)を添付の上、郵送又は持参により、農業委員会に提出するものとする。

(推薦及び応募状況の公表)

第7条 推荐及び応募の期間は概ね1か月間とし、推薦及び応募の状況を、千葉市のホームページ及び掲示場等に、期間の中間及び終了後、遅滞なく公表するものとする。

2 前項の公表事項は、次の事項とする。

(1) 第5条第2項第1号から第5号まで及び同条第3項第1号から第5号まで並びに前条第1項第1号から第4号までに掲げる事項(ただし、第5条第2項第2号及び第3号、同条第3項第3号、並びに前条第1項第2号に規定する住所を除く)

(2) 推荐を受けた者の数

(3) 応募した者の数

(選考委員会)

第8条 第5条及び第6条の規定に基づき推薦を受けた者又は応募した者について、農業委員会は、千葉市農地利用最適化推進委員選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置し、選考を行うものとする。

(任務)

第9条 選考委員会は、推進委員の推薦を受けた者又は応募した者の選考を行い、その合議によって推進委員の候補者を選定し、候補者の案を農業委員会に報告するものとする。

(選考委員会の構成及び運営)

第10条 選考委員会は、農業委員会会長(以下「会長」という。)、農業委員会事務局長、農業委員会事務局次長、農政課長をもって組織する。ただし、会長が選考の対象となる者であるときは、会長に代わり、会長が農業委員会総会の同意を得て農業委員会委員か

ら指名する者1人とする。

- 2 選考委員会に委員長を置き、農業委員会事務局長をもってこれに充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、選考委員会を代表する。
- 4 委員長に事故等があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員長以外の委員に事故等があるときは、委員長があらかじめ指名する職員をこれに充てることができる。
- 6 選考委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(選考方法)

第11条 選考委員会は、選考に当たり、推薦を受けた者及び応募した者の経歴等の審査を行うとともに、必要に応じて、面接その他適当と認める方法による審査等を行うことができるものとする。

- 2 選考委員会は、別に定める選考基準に基づき推進委員の推薦を受けた者又は応募した者を選考するものとする。

(推進委員の選任)

第12条 農業委員会は、前条第2項による選考委員会の報告を受け、推進委員の候補者を決定の上、推進委員を委嘱する者を決定し、その結果を、推薦をした者及び推薦を受けた者並びに応募した者に書面により通知するものとする。

(推進委員の補充)

第13条 解嘱、失職及び辞任により推進委員に欠員が生じた場合は、この要綱に定める手続に基づき、速やかに補充に努めなければならない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月28日より施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日より施行する。

附 則

この要綱は、令和8年1月30日より施行する。